

政調費 使途公開案を否決

都議会で自・民・公・ネ

「理解得られぬ」河野都議主張

東京都議会は二十八日（会派一人あたり月額六
 東京都議会は二十八日
 の本会議で、政務調査費
 十万円）の使途を政務調
 査活動に明確に限定する
 日本共産党提出の条例改
 正案を、自民党、民主党、
 公明党、生活者ネットワ
 ークの反対多数で否決し
 ました。日本共産党と三
 つの一人会派が改正案に
 賛成しました。

政調費のあり方を検討
 してきた都議会の検討委
 員会では、自民、民主、
 公明、ネット四会派が日
 本共産党の反対を押し切
 り改悪した新たな使途基
 準を、条例改定を行わず
 に四月一日から実施する
 としています。

四会派案は、政調費の
 使途基準を、現行の基準
 で認められていない議員
 個人への政調費支出や、
 政務調査活動と政治活
 動、選挙活動、私的活動
 が混在した場合でも支出
 できる仕組み（「案分」
 方式）を認めています。

議員秘書の person 費、個人
 事務所費、議員個人の自
 動車リース代、自宅での
 政務調査費交付条例一部改正条例
 の議決で起立する日本共産党都議
 団（奥）＝28日、都議会本会議



趣旨説明をする河
 野ゆりえ都議＝28
 日、都議会本会議

政務調査費交付条例一部改正条例
 の議決で起立する日本共産党都議
 団（奥）＝28日、都議会本会議

新聞購読料、新年会の会
 費、視察先の土産代にも
 支出できるようにするこ
 とで合意。条例を改定せ
 ずに実施するものです。
 日本共産党の条例改正
 案はこれに対し、使途基
 準を「都民の理解を得ら
 れるもの」にしなければ
 ならないとし、政務調査
 活動と政治活動、選挙活
 動、個人活動が混在する
 場合は、政調費を支出で
 きないよう明確にしてい
 ます。日本共産党が一貫
 して主張してきた領収書
 添付の義務化について
 は、検討委が「今後の協
 議事項」としていること
 から、今回の条例改正案
 には含めていません。
 趣旨説明に立った日本
 共産党の河野ゆりえ都議
 は、四会派案について、
 「どうして都民の理解を
 得られない」と批判。領
 収書添付の義務化につい
 て、「年間九億円の政調
 費の使途公開は、もはや
 先送りの許されない緊急
 課題だ。一刻も早く結論
 を出し、実施すべきだ」と
 強調するとともに、現
 在に日本共産党が行ってい
 るように、各会派が自主
 公開に踏み出すよう求め
 ました。

政調費の使途基準についての自・民・公・ネの改悪案と、日本共産党の改正案とのおもな違い

	4会派の改悪案	日本共産党の改正案
政調費の使途	議員個人の活動にも拡大	会派としての活動に限定
政務調査活動と政党・選挙活動 私的活動の混在	「案分」で支出を認める	「案分」は認めない 政務調査活動に限定
議員秘書の person 費	認める（人数制限なし）	認めない
議員個人の事務所費	認める	認めない
自動車のリース代	認める（台数制限なし）	認めない
議員の自宅の新聞代	認める	認めない
視察先への土産代、新年会会費への支出	認める	認めない